

○専決処分事項の指定について

(平成25年 2 月21日 可決)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条の規定により準用される法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分事項を次のように指定する。

なお、平成 14 年 12 月 24 日に議決した専決処分事項の指定については廃止する。

法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき、津軽広域連合議会の議決に付すべき青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数又は名称に係る青森県市町村総合事務組合同約（平成 19 年青森県指令第 623 号）の変更に関すること。